

指名停止の状況

業者名	本店所在地	指名停止の期間	該当事項	指名停止の理由
(株)荏原製作所	東京都	平成18年5月30日から平成18年10月29日(5ヶ月)	「工事等の契約に係る指名停止等の取扱要領」第2条第1項及び別表第2第6号 (独占禁止法違反)	平成18年5月23日、公正取引委員会が、し尿処理施設建設工事の入札談合事件について独占禁止法に違反する犯罪があったとして、検事総長に告発したことによる。
住友重機械工業(株)	東京都	平成18年5月30日から平成18年11月29日(6ヶ月)	同上	同上
JFEエンジニアリング(株)	東京都	同上	同上	同上
三菱重工業(株)	東京都	同上	同上	同上
日立造船(株)	大阪市	同上	同上	同上
三井造船(株)	東京都	同上	同上	同上

(参考)

「工事等の契約に係る指名停止等の取扱要領」第2条第1項及び別表第2第6号(独占禁止法違反行為)

指名停止要件	期間
(独占禁止法違反行為) 6 愛知県、岐阜県及び三重県の区域外の他の公共機関の発注工事等に関し、代表役員等又は一般役員等が独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき。	刑事告発を知った日から1か月以上9か月以内